

一般契約条件

1 一般

- 1.1 本一般契約条件（以下「一般条件」という）は、ジェオブルグジャパン株式会社（「GEOBRUGG」）による製品の供給（「供給」）に適用される。この供給とは、製品の設置作業又は設置監督（「役務」）も含むものとする。
- 1.2 本契約は、GEOBRUGG が購入注文書を受領した旨を記載した GEOBRUGG の承認書（「注文承認書」）を、顧客が受領した時点で発効する。
- 1.3 供給の範囲については、注文承認書に包括的に記載されている。
- 1.4 顧客の一般契約条件は、GEOBRUGG が書面にて明示的に受け入れを認めない限り、無効とする。
- 1.5 両当事者の合意事項及び関連する法的申し立ては、全て書面にて行うものとする。

2 価格と支払い条件

- 2.1 価格及び支払い条件は、注文承認書に記載する。たとえ契約の履行が遅延した、あるいは供給する物の一部等がわずかに欠けている場合であっても、支払い条件に従うものとする。
- 2.2 支払い場所は、GEOBRUGG の住所とする。顧客は、支払いを保留する、又は反訴により支払いを相殺する権利は持たない。
- 2.3 顧客が支払い条件を遵守できなかった場合は、催促状がなくとも、支払い期限から起算した遅延分の年利 6% を、GEOBRUGG に支払うものとする。

3 引渡し期間

- 3.1 供給品の引渡し期間（「引渡し期間」）の開始日は、契約が有効となった日とする。供給に役務が含まれる場合は、GEOBRUGG の判断により、役務履行のための前提条件が全て満たされた時点からとする。引渡し期限が過ぎる前に、供給品の発送準備が整った旨 GEOBRUGG が顧客に通知している場合、又は、供給に役務が含まれている場合で、合意通りに使用できるよう供給準備がなされている場合は、当該期間に従っているとみなされる。
- 3.2 しかるべき注意を払ったにもかかわらず、何らかの GEOBRUGG が回避できない事象が発生した場合、あるいは、その他いかなるものであれ、GEOBRUGG の合理的な支配の及ばない何らかの状況が発生した場合は、当該引渡し期間は妥当な期間、延長するものとする。

- 3.3 引渡し期間が守られない場合、顧客は、

納入遅延の損害賠償金を要求する権利を有する。ただし、遅延が GEOBRUGG の過失によるものであること、更に、顧客が遅延により損害を被った旨を証明することを条件とする。損害賠償金の額は、遅延が生じた週につき、それぞれ供給品の遅延分の契約価格の 0.2% とし、同賠償金の上限は、当該遅延部分の契約価格の 5% を超えない額とする。GEOBRUGG が損害賠償額の上限を超える期日までに、供給品を納品できない場合は、顧客は GEOBRUGG に対し、納入を完了できるよう妥当な延長期間を与えるものとする。

- 3.4 契約の履行遅延により、又はこれに関連して発生する顧客の賠償要求についての規定は、本書の第 3 節に明示的かつ包括的に記載しており、顧客の更なる賠償要求を認めない。この責任の制限は、重大な過失又は意図的な不正には適用されない。

4 リスク移転、費用負担

供給に対する損害リスクは、GEOBRUGG の住所にて工場渡し条件で納入が行われた時点で、顧客に移転するものとする（インコタームズ 2010）。また、費用負担に関しても、同インコタームズ（すなわち工場渡し）の条件に従うものとする。

5 受納

- 5.1 顧客は、供給品の受領時に受納検査を行うものとし、瑕疵があった場合には、遅くとも供給品の受領から 7 日以内に、GEOBRUGG に書面にて通知するものとする。顧客が本 5.1 項の規定通りの瑕疵の通知を怠った場合は、供給品は顧客に受領されたものとみなされる。

- 5.2 受納検査の結果、供給品に瑕疵がない、又は欠陥は微細なものであった場合は、受納検査が終了した時点で、供給品は顧客に受納されたものとみなされる。

- 5.3 瑕疵があった場合は、顧客の権利は第 6 節に支配される。

6 保証

- 6.1 GEOBRUGG は、供給品の瑕疵について保証するが、ただし以下を条件とする：(i) 受納時点又は保証期間中に供給品に欠陥が発覚した場合及び、(ii) 顧客が適時に通知した場合。供給品が契約の仕様を満たしていない場合、及び通常の使用に不適切又は、適切なものが一部分に限られる場合は、供給品が本節の条項に基づき欠陥があるとみなされる。

- 6.2 顧客に起因する欠陥や、通常の摩耗、不適切な設置、顧客や第三者の材料を使用した場合、第三者による設置又は保守、過負荷、自然災害、環境被害又は、GEOBRUGG が予測できない他の原因の結果として生じた瑕疵については、GEOBRUGG の責任は免除されるものとする。

- 6.3 テロリズム、犯罪的攻撃、強盗、脱獄、破壊行為、サボタージュ、事件、労働災害又はインフラにおける事故、過負荷、自然災害、環境被害及びそれに類する恐れや危険は偶発的に起き、またその発生は時間的、場所的、規模的にも予見できない。こうした事象の原因や攻撃方法は様々で、予見できないことが多く、複数の方法や原因が重なり合っていることさえある。こうした事象に影響を及ぼす要因が複雑であるため、個人や財産、インフラ等を確実に保護できる確かな技術はない。しかし、予測可能なパラメータを活用し、健全なエンジニアリングの原則を適用し、リスクがあると特定された部分に見合った、適切に設計された保護措置をとることで、顧客は保護対策を強化することができる。したがって GEOBRUGG は、とりわけ、上記のような事象及び／又は状況に起因して生じた要求を満たさない供給については責任を負わない。他の要因では、供給品に対し顧客が実施するモニタリング、検査、保守は、確実な保護という観点から必須要件である。こうした保護は、(テロリズム、犯罪的攻撃等) 上記の事象によるものに加え、パラメータの不適切な調整、規定の標準コンポーネント、システム、オリジナル部品の不使用、及び／又は（腐食プロセス、環境汚染、その他の人的要因や外部からの影響に起因する）腐食等により、損なわれる可能性もある。したがって、GEOBRUGG は、上記のような事象及び／又は状況が原因で生じた供給品の不適合に関しては、特に責任を負わないものとする。

- 6.4 供給に欠陥があることが発覚した場合、顧客の権利は、GEOBRUGG がその瑕疵について責任を有する範囲内で、妥当な期間内に欠陥を是正するよう、求めることに限定される。ただし、当該欠陥が受領時点、又は保証期間内に発生した場合を条件とする。

- 6.5 GEOBRUGG は、顧客が欠陥を検知した後、可及的速やかに GEOBRUGG に書面にてその旨通知しない限り、欠陥を是正する義務を負わないものとする。

- 6.6 GEOBRUGG は、自社の施設内で是正措置を行った際に要した費用について、負担するものとする。それ以外の費用については、顧客が負担する。

6.7保証期間は、12 ヶ月とする。保証期間は、第 5 節の条項に従い、供給品の受領時点又は、設置の役務が完了した時点（該当する場合）から始まり、いかなる場合においても、契約に記載された供給品の納入予定日から起算して遅くとも、14 ヶ月後には終了する。

6.8 供給品の欠陥に関する GEOBRUGG の保証に起因する、あるいはこれに関連して生じた顧客の賠償要求については、本書第 6 節が明示的かつ包括的に規定し、顧客が更なる保証を求める権利を認めない（特に撤回する権利や減額を求める権利が含まれるがこれに限定されない）。

7 所有権の留保

供給品は、契約の規定通りに顧客が適切に支払い義務を満し、GEOBRUGG が全額を受領するまでは、GEOBRUGG の所有物として存続する。GEOBRUGG は随時、顧客の住所にて、管轄の所有権留保記録に、所有権留保を登録する権利を有する。また、顧客は、これに関連して必要となる全ての協力活動に、遅延なく取り組むものとする。

8 責任の制限

8.1 供給品自体には影響しない損害に対する顧客からの賠償要求、例えば使用の損失、発注損失、逸失利益、第三者からの賠償要求、直接・結果的損害に対する賠償要求等（ただしこれに限定されない）は全て、これらに対する法的根拠に関係なく、請求から除外するものとする。本契約に関連して、又は本契約の違反により生ずる GEOBRUGG の賠償責任は、総額で、合意に至った履行済み供給価格の 50%を上限とする（該当する場合、3.3 項に規定する遅延による弁済金も含む）。

8.2 本契約や本契約の違反に起因する又はこれに関連して生ずる顧客の賠償要求については、本一般条件に明確かつ包括的に規定されている。その他の、更なる賠償要求はいかなるものであれ、適用法に認められている範囲内で除外されるものとする。本責任の制限は、重大な過失や意図的な不正の際には適用されない。

9 供給品の部分返却

特別な事情で供給品の一部を返却する場合は（該当する場合）、GEOBRUGG の承諾書が必要となる。

10 最終規定

10.1 本契約の修正は全て、書面にて行うものとする。

10.2 本一般条件のいずれかの全体又は一部が無効となった場合は、両当事者は、元の条項の経済的効力に可能な限り近い新たな条項と、差し替えるものとする。

11 管轄及び適用法

11.1 GEOBRUGG の専属管轄地は、千葉とする。ただし、GEOBRUGG は、顧客の所在地の裁判所でも、訴訟を起こすことができる。

11.2 本契約は、法律に抵触する規則を除き、日本の実体法に支配されるものとする。

12 付属書

供給品に役務が含まれる場合、本一般条件との不一致が生じない範囲内で、GEOBRUGG の設置条件をその履行に適用する。

設置条件

1 一般

1.1 これら設置の条件（以下「条件」という）は、GEOBRUGG の契約一般条件（「一般条件」）に従って、GEOBRUGG が納入する製品（「供給品」）の設置及び設置の監視（「役務」）についての、GEOBRUGG の履行に適用される。当該役務の範囲は、注文承認書及び GEOBRUGG のスタッフが作成する作業報告書に、包括的に規定している。

1.2 本条件は、一般条件の不可分の一部を構成し、一般条件との不一致が生じない範囲内で、当該役務履行に適用されるものとする。

2 役務に関する条項

2.1 GEOBRUGG は、当該役務をプロとして、資格を有するスタッフが履行するものとする。GEOBRUGG は、随時当該役務又はその一部の履行を第三者に外注できる権利を有する。

2.2 役務の範囲が、設置のサポートのみに限られている場合は、GEOBRUGG のシステムマニュアルに規定されている役務提供のみを行うものとする。

2.3 GEOBRUGG の合理的な支配の及ばない何らかの理由により、GEOBRUGG スタッフの役務履行が著しく妨げられた場合、又は、役務履行が合計で半日不可能となった場合、GEOBRUGG は当該スタッフを帰宅させる手配を行う権利を有する。

3 労働時間

3.1 設置場所にて適用される別段の必須規定がない限り、労働時間は、GEOBRUGG の注文承認書及び GEOBRUGG のスタッフが作成する作業報告書に記載するものとする。

3.2 通常の作業日は、1 週間に 5 日間、通常の労働時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。特に通常の 1 日の労働時間ではあるが、季節による変更は、明示的に留保されるものとする。

3.3 1 週間の、又は 1 日の労働時間が通常の時間を超える場合は、時間外労働とみなす。時間外労働については、書面

による事前の相互合意を要する。時間外労働時間は、GEOBRUGG の就業規則で規定されるものとする。

3.4 移動時間や役務履行の準備のための、発注関連で生じる妥当な時間、更に出張後の処理時間は、労働時間とみなすものとする。

3.5 GEOBRUGG の合理的な支配の及ばない何らかの理由で、GEOBRUGG のスタッフが役務を妨げられた場合、又は何らかの理由で役務提供終了後に引き留められた場合は、GEOBRUGG は、本書第 2.3 項に違反することなく、待ち時間を労働時間として請求し、更に移動費を請求する権利を有する。その他関連する費用は全て、顧客が負担するものとする。GEOBRUGG の合理的な支配の及ばないその他の休止時間に対しても、上記と同様とする。

4 価格

4.1 役務は、役務を履行した時点で有効な GEOBRUGG の日給又は時間給を基に計算した時間及び資材に基づき、請求を行うものとする。技術文書の作成やその他の付随するサービスについても同様に、時間や資材に基づき請求を行うものとする。

4.2 GEOBRUGG 又は GEOBRUGG スタッフが、本契約又はその履行に関連して支払うことになる税金（例えば源泉税、付加価値税等）、関税、課税、手数料、社会保険料及びそれに類するものと、それらに関連して生じる管理費用は、顧客が負担するものとする。

4.3 更に、特に人件費（タイムシート）、移動費（旅費、ビザ取得費、輸出入許可に関する費用等）、宿泊費、工具や機材の費用や追加サービスについても、時間及び資材に基づき請求できるものとする。

5 顧客の義務

5.1 顧客は、役務の履行に関連して必要となる許可（GEOBRUGG のスタッフの入退出、作業の許可等）及び、特に工具等の輸出入許可が、滞りなく適時に付与され、契約履行期間中

はそれを有効に維持できるようにする。

5.2 顧客は、役務履行に要する準備作業を適切に行い、特に、役務が履行できるように、設置場所への輸送ルート及び自由入出を確保し、契約履行中はその状態を維持するものとする。

5.3 顧客は、契約履行中の設置場所のセキュリティ及び GEOBRUGG のスタッフの安全性に責任を負うものとする。

5.4 顧客は、資材やスペア部品を十分にストックし、それらを有害な影響や第三者の行為から保護するものとする。

5.5 契約履行中、顧客は、GEOBRUGG の要請に従い、以下を確保するものとする：設置場所に給水・下水道設備、給電、照明設備、必要な保管施設と作業場、アクセス経路と廃棄物処理装置を確保するほか、現地管理事務所と救急サービス機関を記載したリストを提供する。

5.6 顧客は、役務に自由に使用できた設置補助具（ドリルゲージ、ヘリコプター吊り滑車装置等）を、使用後 30 日以内に、完全な状態で返却するものとする。欠損のあった設置補助具の補修と、GEOBRUGG に返却されない設置補助具の代替品については、顧客に請求がなされる。設置補助具の返却に伴うリスクは、顧客が負うものとする。

5.7 顧客は、本書第 5 節の義務を、適時にかつ適切に、GEOBRUGG に費用を負担させることなく完全に履行するものとする。顧客がそのような義務を履行できない場合は、GEOBRUGG は、別途通知することなく、顧客のリスク及び費用負担で当該サービスを行うか、又は、顧客のリスク及び費用負担で第三者に当該サービスの履行を要請できる権利を有するものとする。顧客は、第三者によるいかなる賠償要請からも GEOBRUGG を完全に無害に保つものとする。